第47回衆議院議員総選挙のお知らせ

12月14日(日)は「衆議院議員総選挙」の投票日です。

解散による第47回衆議院議員総選挙は、12月2日(火)に公示され、12月14日(日)に投票が行われます。同時に最高裁判所裁判官国民審査の投票も行われます。

これからの政治をまかせる私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。棄権しないであなたの 1 票を国の政治に活かしましょう!

☆ 投票の方法☆

衆議院議員総選挙は、次の順序で投票が行われます。

- ① 最初に候補者個人を選ぶ「青森県小選挙区選出議員選挙」(しろ色の投票用紙)の投票を行います。⇒【候補者の氏名】を1人だけ記入します。
- ② 次に政党を選ぶ「比例代表選出議員選挙」(みず色の投票用紙)と「最高裁判所裁判官国民審査」(さくら色の投票用紙)の投票を行います。

「比例代表」 \Rightarrow 【政党の名称】を1つだけ記入します。

「国民審査」 ⇒ 【記号式】 罷免を可とする裁判官に×を記入します。

投票できる人(選挙人名簿に登録される人)

住 所 要 件	年 齢 要 件
平成26年9月1日までに住民票作成 または転入の届出をした人	平成6年12月15日までに生まれた人

転出した人

◇平成26年8月14日以降、佐井村から他の市町村へ転出した人

(佐井村の選挙人名簿に登録されている人) → 佐井村で投票することになります。

《不在者投票請求書を佐井村選挙管理委員会に請求するか、直接投票所にお出でください。》

転入した人

◇平成26年9月2日以降、他の市町村から佐井村に転入した人

(転入届をして3ヶ月を経過していない人) → 前住所地で投票することになります。

☆期日前投票

- ◇投票日に仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。
 - *期日前投票期間 → 12月3日(水)~12月13日(土)
 - *期日前投票時間 → 午前8時30分~午後8時
 - *期日前投票場所 → 佐井村振興センター「和室」
 - ※「最高裁判所裁判官国民審査」のみ、期日前投票は12月7日(日)からとなります。

☆不在者投票

- ◇佐井村以外の市区町村や指定された病院などで投票できます。
 - *不在者投票期間 → 12月3日(水)~12月13日(土)
 - *仕事の都合などで他の市町村にいる方については、早目に投票用紙などの請求手続をしてください。
 - *県が指定する病院などに入院している方は、病院内で不在者投票することができますので、不在者投票する旨の申し出を病院長などにしてください。

【次のページに続く】